

人権啓発センターの統合について

立岩人権啓発センター、穂波人権啓発センター、筑穂人権啓発センターを統合し、新たな人権啓発センターを新たな場所に建設するため報告するもの。

1 人権啓発センターとは

社会福祉法に基づき、隣保事業（*）を実施する施設として設置したものであり、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うもの。

（*）隣保事業とは、隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種事業を行うもの。

2 各人権啓発センターの現状（令和 7 年 2 月 1 日現在）

名 称	立岩人権啓発センター	穂波人権啓発センター	筑穂人権啓発センター
所在地	立岩 1738 番地 2	太郎丸 974 番地 1	大分 1543 番地
建築年	昭和 57 年 3 月 31 日	昭和 50 年 7 月 18 日	昭和 49 年 6 月 1 日
経過年数	42 年	49 年	50 年
構造等	R C 造 2 階	R C 造 3 階	R C 造 2 階
敷地面	4,028 m ²	2,319 m ²	2,220 m ²
延床面	931 m ²	628 m ²	553 m ²

3 統合の目的

- (1) 各人権啓発センターは築 40 年以上が経過し、今後、施設の大規模改修や順次建替えの時期を迎えることから、施設を統合し新たな場所に整備することで、長期的に施設を管理するための費用の削減を図るもの。
- (2) 飯塚市全体の福祉の向上や人権啓発の市民交流拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うもの。

4 整備の方針

- (1) 候補地 飯塚市川津 680 番地 19 付近（学園の森）
- (2) 敷地面積 約 4,000 m²
- (3) 延床面積 約 1,000 m²